

ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援事業（PD）で作成された過去文書の推移（暫定メモ）

作成日：2015年7月23日

(MPはマスタープラン、CPはコンセプトノート)

	項目	Report 2 (2013年3月) 専門家分析	Concept Note (2013年9月) 専門家分析	Master Plan Draft Zero (2015年3月) 暫定メモ
1	使用言語・市民社会や学術界の分析・訳語の問題	英語 モザンビーク・ブラジル・日本の市民社会、国際NGO、世界の研究者らの分析	英語・ポルトガル語 モザンビーク・ブラジル・日本の市民社会、国際NGO、世界の研究者らの分析	<p>(1) ポルトガル語のみ公開のため（6月15日に日本語仮訳が1部提供）、モザンビーク研究者・市民社会のみ分析。国際的注目にもかかわらず英語版が公開されないため、MPの分析と提案に貢献できる世界の市民社会や研究者の貢献が現在も得られず。</p> <p>(2) ポ語版と日本語仮訳の間に齟齬が散見。訳されていない箇所もあり、仮訳だけを読んでも全容を正確に掴めない。深刻な点に、現地小農の農法の仮訳として、ポ語版の“practica de pousio（休閑による耕作）”ではなく「移動耕作」が使用されている点。二つは異なった概念で、“pousio”はMP内のキータームであり、誤訳と考えづらい。また、ポ語版では、休閑による耕作の問題点が、2つの資料を根拠として示されているが仮訳にはない。同様に、ポ語版の「サブシステム」が「粗放農業」に。</p> <p>(3) MPの今後の計画の根幹に関わる支援対象として最重視される“emergent farmers”が「中核農民」と訳されている。「中核」は「全体で一番重要な部分」の意味。小農の中で最重要か否かをMPで判断していることになるが、ポ語訳ではその意味はない。また、“vulnerable farmers”が「零細農民」と訳され、定義でも0.5ha以下と「規模」が重視されるが、「脆弱性」は規模に起因することもあるがその逆もあり、何よりジェンダー、年齢、集団内の地位等の社会政治的・文化的側面の影響が大きいと考えられる。しかし、MPでの「脆弱農民」については、土地の規模・農業形態の重視から「自立」と「成長」が支援の目的として導かれ、「脆弱性」ではなく「零細性」が注目されている事が分かる（つけ足し的にジェンダーに配慮が記述される）。</p> <p>(3) つまり、ポ語版と仮訳では、(a) 現状把握・分析、(b) その解決の方策のための主体が、「誤訳」の範囲を大幅に超えて違ったものを指しているが、どちらが真意か。素案原文となった英語版の確認なしに、MPつまりプロサバナの真の全容の把握と理解は不可能である。</p>

2	MPの策定方法・情報公開・協議や合意形成のあり方	情報開示の不足ではなく、情報の秘匿。開示に基づく具体的な中身に関する協議なし。「説明会」は形式的（アリバイ的）。	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査報告の共有が実現されていない。 ・現状の把握・認識に問題がある。 ・従来の現状把握と真逆の主張（「未使用の広大な土地」から「小農の移動農耕のため土地が不足」）等の主要な論点について、根拠となるデータ、文献、調査結果が示されていない。エビデンスが大幅に不足。 ・主要な用語・概念の定義が明示されず。 	<p>(1) 主要な論点について、根拠となるデータ、文献、調査結果が示されていない。エビデンスが決定的に不足している。（掲載されている表も、その数字の根拠が示されず。ポ語版にある注も204頁に対し数点のみ）</p> <p>(2) 主要な用語・概念の定義が明示されないまま多用。かつ前提とされる定義はかなり特異なものとなっているか、辛うじてある定義も表面的な引用（例「家族農業」）。</p> <p>(3) 第2章は「農業開発（仮訳で「地域農業」）の現在の課題」だが、対象（小農）の抱える課題の把握・分析が偏ったもので（小農の生産手法と低生産性・市場アクセスのみ）、課題として影響の大きい政策・投資（アグリビジネス）の問題が検討・記載されていない。故に、プランに示される目的と手段・手法の妥当性に疑問。</p> <p>(4) MPで誰に何を知らせ、どのような理解の深化度の下に、誰の意見を反映しようとしているのか。PD事業が延期に次ぐ延期をし、追加費用をかけてきた理由は何か。農民や市民社会組織に理解を得て、その意見を反映しようという意思があるのか。あるとしたら、モザンビーク農村の条件、小農の状況を考慮に入れると、どのような方法が最も妥当だと考えるか。（農民の文書の理解を進め、意見形成のための時間とあるべき手法は如何なるものか。ショートノートで郡レベルから公聴会を始める妥当性。登録制の意図。限られた場所で、通訳を入れて3時間の公聴会で「丁寧」な説明・対話になるか。）</p>
3	MPの位置づけ	当事者＝小農の意向が把握されていない。小農にとっての問題が反映されていない。しいて否問題設定。	表面上の改善（国際批判に対する糊塗）。農業投資・アグリビジネスの進出・土地収用の面を曖昧化	<p>(1) 農業投資・アグリビジネス進出・土地収用の記述が消える。家族小農重視が強調され、前面に。しかし、本当にProSAVANA全体として、家族小農を重視する方針が変わったのか。そうだとすれば、それに合うような調査設計、調査手法、施策体系、スキームが用意されなければならないが、その準備・現状はどうか。</p> <p>(2) 家族農業の主流化・小農重視・農民主権が真の狙いであれば、MPの策定プロセス自体に彼らが主体として関与していなければならないが、そうではなく言動不一致（例：公聴会プロセス。また、説明会・公聴会の回数と参加人数を強調する手法こそが、農民主権に逆行）。</p> <p>(3) プロセスだけでなく、MPの記述でも小農の客体化は顕著（例：「変更は強制できないが、現在の栽培法を覆すことができなければ…成功しない」）</p> <p>(4) またMPでは、農民組織・市民社会とのコラボが強調されるが、これまでのプロセスでそのようなコラボが出来なかった現実と原因をどう把握し、乗り越えるのか示されず。今後彼らの信頼と意向、合意をどう獲得するのか不明（例：UNACは作り直しを提案したが回答なし）。</p> <p>(5) MPの根幹には「現在の小農の農業（休閒・移動耕作）が地域の農業開発の最大の問題で、それを転換させれば問題は解決し発展」との前提があり、それ以外の課題や原因はあえて言及されず、地域や農民の現実・実態と乖離しているが、その前提の根拠も示されない。</p> <p>(6) Report2やCNに引き続き、DUAT登記も「農家による自発的な農業システム（定着農）移行のためのインセンティブ」として記述され、正面に掲げられた権利擁護という目的の「裏面」が露になっている。</p> <p>(7) 以上から、(a) 地域の農民の尊厳と営みを否定した文書との理解、(b) 「結論（目的）先にありき」の文書との理解が生じる。結果、前者はUNACによるMPの拒否。後者は現地研究者からの「隠れたアジェンダ（「農業投資・土地収用隠し」）」の懸念を誘発。</p>

4	目的	小農支援とっているが、アグリビジネス支援が実際。むしろ小農に犠牲を強いる中身	外部資材依存の高投入・高収量の農業への転換を強制するための戦略。農業サプライチェーンの構築をアグリビジネスに依存。現地小農の営む農業の把握が一面的である（多様な農業を把握せず移動農耕と断定）だけでなく、その全面否定と近代農業によるモノカルチャー化を推進	<p>(1) 文言上は家族小農を重視、主権を尊重、慣習的権利、特に土地への権利を守るとされる。3国政府ともそのような認識に達し、それがMP全体やプロサバナの事業プロセスで首尾一貫しているのであれば、評価に値するが、上記の通りMPの随所で「衣の下の剣」が覗いているだけでなく、現実の公聴会プロセスでもこれに反する言動がなされている。結果、現地社会でも世界的にも、MPのクリエイティビリティが失われている。</p> <p>(2) また、CPで示された左記の認識と前提が継続しており、改善が見られない（「移動農耕」が「休閒農耕」に置き換えられたが、仮訳では変化なし）。現地の農民組織や市民社会、日本の内外の専門家に批判された「コンセプト」は、対話によっても変更されず、既定路線のものだったと判明。「対話」の意義と目的に疑問が増す結果に。</p> <p>(3) 市場志向型であることには変わりがなく、「家族農業・小農」の役割、この地域の小農の食と農のあり方、その個人・世帯・社会との相互関係、サブシステムの理解がほとんどみられない。世界的にも、地域実態として、「家族農業」また「小農」を中心に据えるのであれば、（農民の過半数以上を占める）女性の農民の役割が重要であるが、MPでは補足的に「ジェンダー/女性に配慮」と書かれる程度で、ジェンダー分析に基づく小農の分類や農業の手法、生計のあり方の把握と検討がなく、MPで書かれているような大転換による変化のネガティブな影響を受けやすい女性や暮らし、社会を念頭においた検討がなされていない。MPで描かれた「処方箋」は楽観的予測が前提だが、失敗の責任を誰が負うのか。</p> <p>(4) 対象地では、世帯内でも農の営み方は男女で異なっていることが多く、男性は高投入の換金作物栽培に従事し、女性は伝統的な手法に根ざした食料生産に力点を置く傾向にある。そのような実態はどう把握され、小農の3分類に反映され、支援策の提案において念頭におかれているのか。「中核農民」の何パーセントが女性なのか。その数値の理由は何か。「家族」「世帯」という言葉を持ち出すことで曖昧にしているが、主として女性が担う食料生産にリスクを与えてまでの「農法転換による高投入による生産性向上」は「家族農業の主流化」の趣旨と合致するものか。</p> <p>(4) FAOの「家族農業」の概念を持ち出し、「家族農業の主流化」を真に理解し目的とするのであれば、MPで前提とされている多くの点が不適切で（詳細は上記）、当然MPは土台部分からやり直しが必要となる。</p>
5	MPの策定と個別事業との関連	リリース後、Report 2はMPでないとの主張。他方、Report2を使ってMP事業のステークホルダー会議が20回近く開催された事実は確認。掲載されたQIPの先行事業として、既に融資（DIF）が実施	PIの成果が反映されているか不明 10の調査結果がどのようなもので、どのように反映されているか不明	<p>(1) Report2の農業投資や土地収用を前提としたQIPが全て消えている。</p> <p>(2) これまでの調査、PIの成果が何で、これらがMPにどう反映されているのか不明。現地の多様な営農形態が調査されているはずだが、相変わらず「移動農耕」あるいは「休閒耕作」の用語で一纏めとされている。</p> <p>(3) MPに反映させるために先行と主張されていたDIFの評価（基準・手法を含め）が何で、どう反映されたのかも不明（MP公開後の2015年6月に評価取り纏め完了予定という計画）。</p> <p>(4) MP策定・公開前に農業普及PEMが始まったことの政策的問題（不透明性と現地市民社会の反発の問題）。</p>

6	ゾーニング	<p>通念となっているゾーニングの考えを逸脱した、細部にわたるまでの強制を伴う計画執行。独断的(arbitrary)なゾーニングの特徴づけと発展方式の指定。ゾーンと「担い手」の関係の単純化、現実の無視。クラスター理解の問題。モノカルチャー型農業・経済の問題を無視。</p>	<p>ゾーニングの手法はそのまま踏襲しているのに、ゾーニングごとの開発主体は指定せず。なぜか。トップダウン型手法で、農家の選択・自由を奪う。バリューチェーン創設、クラスター構築にはゾーニングの考え方が残存。</p>	<p>(1)ゾーニング導入を正当化する手段として、アグロ・エコロジーという用語が採用されているが、「アグロエコロジー」の概念はMPの前提と異なったものとして育まれてきた。何の定義に基づくのか、あるいは誤用か。UNACが提言に使ってきた用語であり、政治的な意図によって使用されたとの疑いを払拭できるだけの内実がMPにはない(MPで推進される「緑の革命」を、アグロエコロジー的な生産だと評価する研究があるのであれば是非知りたい)。</p> <p>(2)「作物を強制しない」「農民主権」とされるが、改めて強調するまでもなく当然のことである。契約栽培の振興を図る政策は、結果的に特定作物の押しつけにつながりやすい。</p> <p>(3)この件での農民や市民社会の懸念は、個別の農家の作物選択に関するものを超えて、北部地域一帯が大豆のような作物の一大生産地として政策誘導・推進されていくことによる、中長期的な小農へのネガティブな影響である(3カ国共同声明)。ブラジル・セラードの事例を持ち出すまでもなく、小農への大豆生産の奨励がアグリビジネスの大規模な土地収奪を誘発したことは、ザンベジア州グルエ郡の事例でも明らかであり、その後プロサバンナで政策的に主眼とされた結果、ナカラ回廊地域で大豆生産投資の土地収奪が活発化した現実がある。MPでは、この現実を2章の「課題」として取り上げず、「多様な作物の中での選択肢の一つとしての大豆」との書きぶりで、全体の中に埋没させている。</p> <p>(4)しかし、大豆重視は一次資料やPIの調査研究でも明らかであり、MPでの扱いとの乖離が、むしろ「隠されたアジェンダ論」への疑念を強める結果となっている。</p>
7	QIP	<p>ゾーニングを固定させるQIPの先行実施。中長期的な持続性を損なう、略奪的な結果。SSA地域の開発の失敗経験に学んでいない。</p>		<p>(1) QIPの記述が完全に消えた。「早期に開発の成果を還元する」ことを謳ってプロサバンナの根幹事業とされたクイック・インパクト事業をなくした理由は何か。DIFはQIPの一環としてされており、DIFはPEMに吸収されたがQIPが消滅する意図と原因を開示がなければ、MP策定の狙いと説明された「プロサバンナの全体像を示す」ことにならない。</p> <p>(2) その結果、当初想定されていたナカラ回廊農業開発のための公的・民間の融資スキーム、民間投資・アグリビジネスとの関係が見えなくなっている。</p> <p>(3) 実際は各種の融資スキームが、プロサバンナの内外(DIFを含む)で始まっていることをMPとしてどう捉え、その教訓をどのようにプランに反映させているのか不明(DIFの評価をMPに反映させるか否かに関するJICA回答は毎回異なってきた)。</p>

8	プロジェクト内容	32が明記。住民との紛争（土地・水・森林）が予測されるものが多い。民間プロジェクトの大半で、土地収用・住民移転が前提になっている	バリューチェーン創設、クラスター構築にかかわる一般的な問題点が無視されている。	<p>(1) 郡開発基金（FDD）は、ゲブーザ前大統領の肝いりで、開発計画省所管事業として全郡レベルで7百万メティカルの融資がなされたが、国内外の研究者や市民社会から「選挙対策のバラマキ」と批判されてきた。FDDの「成果」や功罪の分析なきまま（融資の大半が返済されなかったことのみ記述）、同種の「開発基金」をさらに行政末端レベル（対象地の全行政ポスト）で、百万メティカル迄各郡60プロジェクトに拠出予定（仮訳に詳細なし）。</p> <p>(2) この種の「基金」は、その地域社会にもたらす混乱と影響は甚大なものとなるが（MPの公聴会ですら郡・行政ポストレベルで問題が多発）、2015年内に開始される。本基金はMPで初めて公にされ、かつ204頁中1頁の記載のみで、コミュニティレベルで長年活動してきた市民社会や農民組織への説明や協議もないまま、準備が進む。</p> <p>(3) 対象地域のほぼ全郡で与野党選挙結果は拮抗、あるいは野党勝利。公聴会で示されたように、郡レベルでの「動員」と「掌握」のツールとして使われる可能性。実際、同基金は、既に公聴会事前会合等で宣伝に利用されている。</p> <p>(2) 現地最大農民組織の理解を得ないままに進められてきたプロサバンナの正当化のための「バラマキ」として認識される危険が高いとの懸念。</p>
9	DIF	多くの問題に直面既に2期目の融資対象事業がReport 2にQIPやパイロット事業として書き込まれる		<p>(1) DIFの助成を受けた企業は契約農業の実施に際して明文化した契約書を作成したとの記述があるが、援助資金を使った「小農支援」としては当然。むしろ、その内容、買い付け側の遵守状況、モニタリング、改善などの実際の運用を確認を、誰がどう実施するのか。ナカラ回廊地域全域で活動する他の企業にはどのようにこれを奨励するのか。</p> <p>(2) 契約書に高価格が記載されても、買取り時に企業側が「等級が低い」と買い叩く現実がDIFのNGO現地調査で明らかになり、指摘してきたが、MPに反映されていない。</p> <p>(3) 小農の交渉能力をどう高めるのかの政治・社会的検討がない（農民がただ組織化[数で束になれば]すれば問題解消との前提）。また、農民が契約違反をしてより高い価格で農作物を別の業者に販売する現状をどう捉えるのか。</p> <p>(4) アグリビジネスには手厚い補助があるのに小農には薄い。</p>

10	土地法・DUAT	<p>1997年土地法で保証されている慣習法的土地アクセス権を狭めてしまう。アグリビジネス用に土地を奪うことになる。実際、DUAT登録の推進事業と同時に「土地バンク」事業が記載されている（登録によって「余った土地」を割り出すことの狙い）。</p>	<p>1997年土地法の軽視。土地法によると、占有年数と10年以上の利用を前提に権利証がなくても、土地を使い続けることが可能。農民へのDUAT登録強制は隠された理由があるのではないか。（目的としての「土地バンク」の記載がなくなったものの、方策は同じ）DUAT登録強制によって農民の権利が縮小されてしまう。休閒地、林地、放牧地への権利は耕地の数倍の面積で、生活を支える重要な基盤。</p>	<p>(1) 土地および自然資源に対する農民の権利保護を書き込んだが、これは憲法でも土地法でも保障された権利であり、収奪される現実状況の構造的原因を把握・分析し、現実にあった対策を示されなければならないが、原因把握・分析の点で極めて不十分で不適切である。土地不足の原因として現地小農の農法が強調される一方、民間投資による土地収奪については「将来予防するコト」として扱われ、現地農民が訴える急速に進む大規模な大豆生産のためのアグリビジネスの流入、また政府・コミュニティリーダーの腐敗は触れられない。</p> <p>(2) 1997年土地法の重視が謳われるが、同法の根幹にあるDUAT（土地利用権）登記を行わなくとも権利が認められることの説明は欠落しているだけでなく（投資家のためのチェックリストの項目としてのみ記載）、DUATが登記によって生ずる権利であるかの記述が多く存在し、それなしに農民の権利が守られないと強調されている。しかし、実際はDUAT登記を済ませた農民の土地も奪われている。</p> <p>(3) 上述の通り、MPではDUAT登記は「定着農移行」への「インセンティブ」として記載され、土地不足への対応策と掲げられた「定着農移行」が目的化し、DUAT登記はその手段に位置づけられる。</p> <p>(4) ここから、左記の懸念（登録による権利縮小、真の目的としての「土地バンク」や「余った土地の割り出し」）が払拭されないばかりか、妥当性を持つ。</p> <p>(5) MPは、コミュニティの中に個別の土地登記が入ることもあり得ると述べるが、それが企業である場合は問題が生じやすく、これは規制されるべきだが検討はない。</p>
----	----------	---	---	--

11	土地収奪 に対する 対策	<p>小農に対する補償枠組み、強制的住居移転のプロジェクト、ProSAVANA Guideline on RAIに問題。同ガイドラインは、世界的に評価の低く土地収奪を促進したとされるPRAIに依拠する。ガイドラインに過ぎず、投資主体の行動をモニタリングする仕組みの欠如。土地紛争の存在を認識しているのに対策が不十分。せめてFAOのガイドラインを採用すべき。苦情処理メカニズムが不明確。ガバナンスに問題。</p>		<p>(1) 「プロサバナ責任ある農業投資(RAI) ガイドライン」が対策の要とされ、MPにおける土地収奪対策の全ての箇所に記載。しかし、素案は2013年9月に農業省に提出されたとされるが発表されておらず、MPでも詳細は記載されず（仮訳では、2014年3月のマップトで開催予定の投資セミナーで配布されると記載）、その妥当性・有効性が検討できない状態。</p> <p>(2) MPで「農民の権利保護」を謳うのであれば、投資セミナーで投資家に配布ではなく、前もって公開され農民や市民社会と議論され、その結果が反映され修正された上でMPで扱われるべきが、プロセスは真逆。そのため、MPが掲げる「農民の権利擁護」の本気度は疑問に付される一方、MP全体のクレディビリティを下げている。唐突に出てくる「独立委員会」も同様。</p> <p>(3) MPの記述を検討すると、上記ガイドラインは依然として企業の自発的社会的責任を重視するPRAIに依拠したままで、CFSガイドラインやFAOガイドラインは投資側の自己点検リストで言及されるにすぎない。この扱いはPRAIへの世界的な批判が高まり、FAOガイドラインが策定されCFSに至る2年を経ても、Report 2と変わらない。</p> <p>(4) しかし、CFSガイドラインの主たる対象は土地収奪が起きる国の「国家/政府」で、ガバナンス改善が最重要視され、世界人権宣言や規約に根ざし、脆弱で周辺化された人びとの権利擁護に力点が置かれる。つまり、本来CFSガイドラインを受けて改善されるべきは、小農の農法や投資以前に、MPの策定者・モザンビーク政府であるが、農業投資促進のためガイドラインとの前提がReport2と同様である。</p> <p>(5) つまり、土地不足の原因を作り出している国家/政府や民間資本に甘く、権利が守られるべき地域の農民に厳しいのがMPである。MPでガバナンスが1章設けられたが、ガバナンスは全体に反映させるべきもの。MPでは、行政の機能やキャパシティの不足の問題に矮小化されている。</p> <p>(6) また、権利剥奪された農民が続出している現実において、具体的にどう権利回復するのか、権利回復しようとするのか、契約以前の「取引」をどうするのか、まったく記述されていない。事態の緊急性と重要性を十分認識していない。</p>
----	--------------------	---	--	---

12	MPのキーアクター		<p>農民（小規模、中規模、商業的）、公共セクター、民間セクター（商業的農業）、商人、商家、加工業者、農村金融などのサービス供給者、測量などの専門家）、市民社会（NGO、大学関係者）、開発パートナーの列挙、小規模農民や女性などの社会的弱者の権利擁護に言及せず。</p>	<p>(1) 「小規模農民」を3種類に分けるが、その分類の意図、それぞれの用語の妥当性、その小農全体に占める割合、「家族農業」との関係等、キーアクターとして扱うに当たっての前提となる説明が不在。「emergent（新興）」を「中核」、「vulnerable（脆弱）」を「零細」と訳す問題は深刻で、それほどMPの中身は十分検討されていないか、3カ国で矛盾があるということ。</p> <p>(2) 「典型的な小農」は対象地の大多数を占めるが、主たる対象ではない。MPの最重要タームであるにもかかわらず、「小農」は土地面積の規模、「家族農業」の定義は表面的な部分のみ利用され、「小農」「家族農業」の概念（定義ではない）の検討と分析がなく、これらをMPの主眼とする意義が示されず、全体を通して矛盾に満ちた記述となっている。</p> <p>(3) これらの点は、3分類と支援対象の問題に直結。10ha迄の農地を取得する「中核農民」が、何故その規模を手に入れたのか、その社会政治的・経済的背景が把握されていない。「零細農民」のみ、そのような背景に配慮するように記述される。これでは、公平ではないと感じられている権力構造の強化になる可能性が高く、紛争の火種になりうる。</p> <p>(4) 上記の「中核農民」への支援を集中させることで、農民同士の土地・水等の自然資源や融資・支援をめぐる紛争が喚起され、「典型的な小農」「零細農民」の権利を剥奪する可能性が高いが、その想定や配慮は皆無。ごく一部の「中核農民」を個別断片的に支援することを、「家族小農支援」と呼べるのか。</p> <p>(5) MPではアソシエーションの連合体としての「近代農業協同組合」の設立が謳われる。ビジネス指向が「近代」の意味するところと取れるような書きぶりになっている。そうだとすれば、本来の協同組合セクターについての理解とは距離がある。そもそも、既存の農民組織連合があるのに、なぜわざわざ新しい農協を設立する必要があるのか。既存の農民組織に対する評価が欠落しているだけでなく、政治的意図があると受け止められかねない。</p> <p>(6) NGOによる援助について「持続性」がないと批判する一方で（根拠データは示されず）、NGOによる支援が小農発展に不可欠と主張することの矛盾。官製農民組織の末路と機能の検討と分析も不在。同地域での「農民組織化」の歴史社会政治的プロセスが把握されておらず、「農民組織」の目的が多様であり、儲けのための生産者の組織化と権利擁護のための組織化が必ずしもイコール関係にないこと、MPで言及される「農民組織」への期待が経済的なものに限定されているが、土地収奪や契約農業の問題において権利運動としての農民組織抜きにMPが謳う「家族小農支援」は不可欠である。</p> <p>(7) MPのすべての章で、農民組織、市民社会やNGOや学界との協力・対話が不可欠と強調されるが、公聴会で起きたことは真逆であり、紙の上と現実の乖離が示される結果となった。</p>
13	小農の位置づけ	<p>小農を農業発展の担い手として認識していない。未利用・低利用の土地はない。農民の食料主権・食料への権利を無視、侵害。</p>	<p>アグリビジネスに依存して構築するサプライチェーンに適うように小農生産の転換を強要。社会的基盤としてのコミュニティ崩壊。</p>	<p>(1) 上記(1)-(3)参照。</p> <p>(2) 「家族農業を主流化」し、「農民主権に基づく農業開発を目指す」としているが、「農民主権」の定義もないばかりか現実のプロセスでは客体化が顕著で、家族小農重視を裏付ける具体策が乏しい。</p> <p>(3) MPで考慮されるのは問題の多い契約農業とバリューチェーンへの統合だけで、その他の具体策がほぼ皆無に等しい。</p> <p>(4) 結局、休閒を伴う「粗放的耕作」あるいは「自給的農業」から「近代的集約的農業」への転換という認識は変わらない。MPの根幹を担うTransformation approachが多くの国で成功したとは言えないのはなぜかについての分析と反省の形跡は皆無。</p>

14	目指す農業形態	近代的農業	<p>自給的農業から「持続的農業」へ転換というが、高投入農業は「持続的農業」ではない。「緑の革命」的な農業変革がノートの中核。移動耕作から定着農業への構造変革アプローチ。移動耕作に森林減少の責を負わせている。すでに生まれている農民の新しい動きを無視。</p>	<p>(1) MPで問題解決の手法とされるのは、改良種子、化学肥料、農薬、灌漑という「緑の革命」の3点(4点)セットによる高投入農業と換金作物生産によるバリューチェーンへの統合(垂直的インテグレーション)。場所によっては食料生産を評価する記述があるが、大枠としては近代化農業路線が支配的であり、その問題点はこれまでに何度も指摘してきた。</p> <p>(2) これが唯一の解決策として示され、この手法への移行を2030年に4割の小農が達成することが目標とされている。このような目標設定と手法の正当化の理由として、MPでは「休閒を伴う農業は土地を使いすぎて持続可能ではない」との特異な理解に基づく。故に、以上の形態(「緑の革命型」)の農業を「持続可能な農業」と称して奨励している。しかし、以上の前提は通説でもなく、環境破壊や債務等による社会問題化を引き起こしたとの評価は枚挙に暇がない。これらの先行事例研究はどのように把握され、検討された結果としてのMPなのか。</p> <p>(3) 以上にもかかわらず、農民のパラダイムシフトが必要だと主張しているが、ProSAVANA推進者・MP策定者のパラダイムシフトこそがむしろ必要である。農民自身の中にある内発的発展の芽を地域ごとに正しく把握し、それを育成する手立てを講じることが「持続的農業」の発展につながる。</p> <p>(4) MPは「農民主権」を唱えるが、その真逆な前提・目標設定。</p>
15	契約農業	理論的可能性を実現するための条件がない。とにかく契約農業。	<p>ビジネス側の利潤追求欲の抑制と、政府による強力な介入が必要だが、介入はアグリビジネスの便宜のため。契約栽培とDUATをセットにすることによる定着農業への急速な転換。過去の失敗例に学んでいない。</p>	<p>(1) 契約農業のパートナーになると、農民にとってほぼ自動的に利益になるとの誤解を与える書き振りであるが、そのような楽天的見解の根拠は何か。</p> <p>(2) 企業の技術普及と担当者が栽培や品質のモニタリングをすることになっているが、買い付け者のモニタリングでは農民に不利になることは明白。</p> <p>(3) 重要なのは契約条件の履行に対する第三者のモニタリングであり、生産者の交渉能力の強化であり、それを可能とする政治社会状況。</p>
16	森林・環境	森林伐採による農地転用が前提。環境ゾーニングと指標(薪の需給)の不適切性。	<p>移動耕作が森林減少の主因という指摘。大きなインパクトのある商業伐採が無視されている。</p>	<p>(1) 左記の理解が継続。その結果、「森林を守るための持続可能な定着農の推進のための「近代農業の推進」という論理立てのために、森林保護が悪用されている。</p> <p>(2) 真に森林伐採禁止と環境保全を目指すのであれば、対象地で起きている大規模な植林プランテーションや農業投資、鉱物資源開発を規制すべきだが、MPが進められる結果として具体的かつ直接的に規制されるのは地域の農民のみである。</p> <p>(3) MPでは、鉱物資源開発が地域の主要経済活動になると予想しているのに、農民の土地、森林面積の減少はゼロ査定である。矛盾する、あり得ない前提は、MPが根拠に基づいた公正なるプランというより、政治的文書との疑念を増強させる。</p> <p>(4) また、真に環境配慮型の生産性を高める持続可能な農業を前提にするのであれば多様な手法があるが、「農業の近代化(緑の革命)」に手法が集約される理由は何か。</p>
17	政情分析、歴史的的政治的背景	政治的背景に鈍感。		<p>(1) 同国内で最も政治対立が深くコミュニティ・レベルで発現し、勢力が拮抗するか野党が強い地域で、政治的意図がある、現状の権力構造を強化するために策定されたものと認識されうる。</p> <p>(2) 農民権利保護、ガバナンスに言及しているが、既に示した通り言葉上のものになっており、その意味でも政治文書である。</p>

18	「JICA環境社会配慮ガイドライン」との整合性	環境予備調査。人権基準との関連。社会的弱者の意思決定参画。コミュニティの参加が妨げられている現実。	モザンビークの農民や市民社会組織に対するJICA環境社会配慮ガイドラインの説明不足。情報アクセスの権利を蔑にしたまま「説明会」開催のアリバイづくり。事後的な環境影響評価では悪化した環境を回復できない。事前の投資による問題はすでに明白になっている。	<p>(1) これほどの規模、影響の大きな事業が「カテゴリB」とされるに至る具体的な議論のプロセスは現在でも開示されていない。リークされたReport 2に記載されていたQIPの多くは住民移転を前提としており、明らかに「カテゴリA」が適当だったが、全部がMPから削除。</p> <p>(2) 現実にQIPはその名称（クイックインパクト）から分かる通り、既に行われたり計画されている事業への融資・支援が念頭に置かれていた。MPから削除されても、事業主体も事業も消えたわけではない。</p> <p>(3) 10.7万平方キロメートルの領域で2030年迄（15年以内）に数百万人の農民の4割が「近代農業に転換」が目的とされるMPが、環境社会インパクトが少ないと想定される根拠は何か。</p> <p>(4) 「（この転換を）農民に強制しない」と書かれるが、上記の通り「自発的な農業システム移行」の条件が作り出されるよう多様な手法が盛り込まれている。権利擁護のためだったはずのDUAT登記すらそれに利用されている。これはJICAガイドラインが理念として掲げ、依拠する国際人権規約の自決権にも反する。</p> <p>(5) ガイドラインで記載が求められる「ゼロオプション」は、ガイドラインの理念や精神を反映したものとなっておらず、既にある結論（投資導入と「現行の農法を覆すことによる」農業の近代化と土地の捻出）を前提とする「ゼロ」であり、「農家の生産性がまったく向上しない」との前提で示される。</p>
----	-------------------------	---	---	---